

毎週火 金曜日発行（但休日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
当るときは翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県職業訓練所規則の一部改正
鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正
鳥取県中小企業設備近代化融資規則
米穀卸売販買業者の登録
米穀小売販買業者内の登録
- ◇告示 保険医療機関の指定
鳥取県葦荊師国民健康保険組合の規約変更の認可
鳥取県中小企業設備近代化融資制度要綱の廃止
豚の定期種牡畜検査
建設業者の更新登録
建設業者の登録
建設業者の登録まつ消
- ◇公告 昭和三十五年鳥取県歳入歳出予算等
予算の繰越使用に関する県議会の議決
理容師及び美容師実地習練指導者講習の単位

取得者
職業訓練指導員試験合格者
准看護婦試験合格者
◇正誤 昭和三十五年三月二十五日付け鳥取県告示第
百三十一号中訂正

告示

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則（昭和三十三年七月鳥取県規則

第二十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

訓練所の名称 設置場所 訓練職種 訓練生定員
鳥取県米子職業 米子市 機械 自動車整備 三〇〇〇〇〇〇
訓練所 建築 大 三〇〇〇〇〇〇
鳥取県倉吉職業 倉吉市 内燃機調整備工 三〇〇〇〇〇〇
訓練所 木 三〇〇〇〇〇〇
經理事務員 三〇人
經理事務員 三〇〇人

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十五年四月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号
鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和三十年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

（委任）
第二条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち、納税貯蓄組合の設立及び補助金の交付並びに組合規約又は組合員の変更届出にかかる事務は、県税事務所に委任する。

第五条中「組合員数（県税を納める者。以下同じ。）が二十人以上」を「組合員（県税を納める者。ただし、個人の県民税のみを納める者を除く。以下同じ。）が十人以上」に改める。
第七条を次のように改める。

（補助金の交付基準）
第七条 補助金は、次の各号に定めるところによつて算出した金額の合計額（その額に百円未満の端数を生じたときは、その端数は百円として計算する。）を基準として交付する。ただし、新たに設立した組合にあつ

ては当該設立年度に限り、一組合につき千円をあわせて交付するものとする。

- 一 組合員数によるもの
十人以上 三十人未満 四百円
三十人以上 五十人未満 六百円
五十人以上 百人未満 八百円
百人以上 千二百円

二 納付又は納入税額によるもの
納付又は納入税額の百分の一、五
2 第五条及び前項第一号に規定する組合員数は、九月三十日現在における組合員の数とし、同項第二号に規定する納付又は納入税額は、前条の計算期間中において納期限の到来した県税（個人の県民税を除く。以下同じ。）であつて、その納期限内に法第六条第一項の規定により納付委託による納付又は納入のあつたものの税額の合計額とする。

第四号様式中「表」を削り、「附則」を削り、「附則」を削り、「附則」を削り、

第五号様式

組合員県税納税調書
何々納税貯蓄組合代表者氏名
納付又は納入委託した年月日
収納機関に納付又は納入した年月日
同 上 の 税 額
取扱機関 関認印
税目 年度 期(月)別 納期限 税 額 組合員名

備考 この調書は組合が指定金融機関に対して県税の納付又は納入を委託した期間に作成するものとし、補助金の計算期間にかかるとして提出すること。

を通過し納税貯蓄組合の預貯金等より納付した税額」を「納期限内に納付又は納入委託した税額」と改める。
第五号様式を次のように改める。

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。
2 昭和三十四年十月一日から昭和三十五年三月三十一日

第五号 商工中金が中小企業者に貸し付ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 貸付期間 五年以内（据置期間を含む。）
- 二 貸付金額 三百万円以内
- 三 貸付率 貸付対象資金の三分の二以内
- 四 貸付利率 年八分以内
- 五 据置期間 一年以内

(貸付の手續)

第六条 この規則による長期低利資金の貸付を受けようとする者は、別に知事が定める借入申込書二通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申込書を受理したときは、その内容を調査し、鳥取県中小企業振興対策審議会の意見を聞いて貸付の対象となるべき資格及びその順位並びに資金の額を決定し、その旨を商工中金に通知するものとする。

3 商工中金は、前項の通知を受けたときは、すみやかに貸付を受けるべき者及び貸付条件を決定し、貸付を行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の貸付金から適用する。

鳥取県告示第百五十五号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）
第二十一条の規定に基づき昭和三十五年三月三十日次のとおり昭和三十五年における米穀卸売販売業者の業者登録をした。

昭和三十五年四月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録
番号 氏名又は名称 住所又は営業所の所在地

- 一 鳥取県経済農業協同組合 鳥取市東品治町十九番ノ五地
- 二 鳥取県東部米穀卸協同組合 吉方七八九番地
- 三 鳥取県米雑穀卸協同組合 東品治町六八番地

日までの期間にかかる補助金の計算は、なお、従前の例による。

鳥取県中小企業設備近代化融資規則をここに公布する。
昭和三十五年四月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十六号
鳥取県中小企業設備近代化融資規則

(目的)

第一条 この規則は、中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の規定により県の貸付を受ける中小企業者の設備以外の設備の設置又は改善に要する資金を確保し、中小企業の振興を図ることを目的とする。

(県の貸付)

第二条 県は毎年度予算の範囲内において商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）が中小企業者に対し長期低利資金として供給する資金を貸付けるものとする。

2 前項の規定により県が商工中金に貸付する資金の利息は、年二分以内とする。

(貸付資金)

第三条 商工中金は、前条第一項の規定により資金の貸付を受けた場合においては、当該資金の額の倍額以上の額の資金を中小企業者に対する長期低利貸付資金として確保しなければならない。

(貸付の対象)

第四条 商工中金が前条の資金を貸し付けることのできる範囲は、中小企業等協同組合、商工組合及び環境衛生同業組合並びにその構成員であつて次の産業を営む者が県内にある事業所の設備の設置又は改善に要する資金に限るものとする。

- 一 輸出産業
- 二 重要産業
- 三 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要と認める産業

(貸付の要件)

- 四 中嶋精麦製粉株式会社 // //、一九一番地
- 五 鳥取県中部米穀卸協同組合 倉吉市新町三丁目二、二八九番地
- 六 鳥取県中央農業協同組合 // 上井三三〇ノ一一連合会
- 七 鳥取県西部米穀卸協同組合 米子市西町二十一番地
- 八 米子米雜穀卸有限公司 番地 錦町三丁目五十三

鳥取県告示第百五十六号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十二条の二の規定に基づき、昭和三十五年三月三十日次のとおり昭和三十五年度における米穀小売販売業者丙の業者登録をした。

昭和三十五年四月五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- | 登録番号 | 氏名又は名称 | 住 所 | 営業所の所在地 |
|------|--------------|----------------|---------|
| 一 | 網 師 喜 吉 | 鳥取市賀露町一、五一〇ノ二 | 住所に同じ |
| 二 | 船 本 幸 作 | // //、一、三四〇 | // |
| 三 | 敦 賀 弘 | // //、一、三九九 | // |
| 四 | 美 川 金 太郎 | // //、一、三一八番地 | // |
| 五 | 田 原 広 治 | // //、一、〇八六番地一 | // |
| 六 | 東本町米穀小売企業組合 | 境港市相生町二番地 | // |
| 七 | 末広町米穀小売企業組合 | // 末広町一〇三番地 | // |
| 八 | 松ヶ枝町米穀小売企業組合 | // 松ヶ枝町五七番地 | // |
| 九 | 景 山 文 太郎 | // 花町二六番地 | // |

- 一〇 有限会社 景山園二商店 // 入船町四三番地
- 一一 戸 田 友 次 // 朝日町五一
- 一二 酒 井 登 美 子 // 相生町一番地
- 一三 柏 木 整 一 郎 // 栄町一一七番地
- 一四 寺 本 栄 治 // 大正町六八
- 一五 余子米穀小売企業組合 第二販売所 // 竹内町七七五番地
- 一六 秋 田 美 江 // 岩美郡岩美町大字岩本一、一四〇ノ八
- 一七 博 田 正 道 // 大字網代一三四番地
- 一八 網代消費生活協同組合 // 一一八ノ三
- 一九 灘 口 喜 代 平 // 大字田後二七

鳥取県告示第百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指定の記号	指定年月日	採用点数表
鳥取生協病院附属第一事業場診療所	鳥取市古市一	取医七六	昭和三五、三、一二	乙ノ二

鳥取県告示第百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、鳥取県薬剤師国民健康保険組合の規約の変更を昭和三十五年三月三十日認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事務所所在地

旧 鳥取市片原三丁目三十四番地

鳥取県薬剤師協会内

新 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県庁衛生課内

二 組合の地区及び組合員の範囲

旧 鳥取県内にある鳥取県薬剤師協会である薬剤師
新 鳥取県内にある鳥取県薬剤師協会の会員である薬剤師であつて薬事に従事する者

三 認可年月日

昭和三十五年三月三十日

鳥取県告示第百五十九号

鳥取県中小企業設備近代化融資制度要綱（昭和二十九年六月鳥取県告示第三百二十六号）は、昭和三十五年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による定期種牡畜（豚）検査を次の日程により実施する。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程

検査月日 検査時間 検査場所

四月十三日	午前十時	境港市	余子検査場
〃 十四日	〃 九時	米子市夜見町	弓ヶ浜駅前
〃 十五日	〃	〃 勝田町	米子家畜市場
〃 十六日	〃 十時	西伯郡大山町	所子検査場
〃 十八日	〃	倉吉市東町	倉吉家畜市場
〃 十九日	〃	東伯郡東伯町	浦安
〃 二十日	〃 九時	気高郡気高町	浜村
〃 二十一日	〃	鳥取市吉方	鳥取

鳥取県告示第百六十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 第四八四号	昭三四、一二、一二	岸 田 建 設	八頭郡船岡町上野一八	岸田長太郎
〃 〃 〃 〃 〃	一二、二四	山田建設(有)	〃	山田 茂
〃 〃 〃 〃 〃	一二、三	坂口工務店	〃	坂口 実
〃 〃 〃 〃 〃	一二、一五	横 川 組	〃	横山菊次郎
〃 〃 〃 〃 〃	一二、一七	沢 田 組	東伯郡赤碓町大字出上	沢田 徳一
〃 〃 〃 〃 〃	一二、二一	(株)河津工務店	米子市道笑町二丁目一三九	河津 乙松
〃 〃 〃 〃 〃	一二、一一	(有)茅野組	〃	茅野 節明

鳥取県告示第百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年四月五日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
(ハ) 鳥取県知事登録第六〇五号	昭三四、一二、二三	横山工業(有)	米子市富士見町四一	横山 武好

〃 〃 六〇六号	〃 〃 〃	蓮 仏 組	八頭郡那家町大字米岡	蓮仏 君男
〃 〃 六〇七号	〃 〃 〃	中村建設	東伯郡東郷町大字田畑二二五	中村 吉藏
〃 〃 六〇八号	〃 〃 〃	大内土木(株)	鳥取市豆腐町二四	岡田 義夫
〃 〃 六〇九号	昭三五、一、七	城平建設(有)	〃 西町二〇〇	城平 実
〃 〃 六一〇号	〃 〃 〃	共栄建設(有)	西伯郡大山町大字坊領四三七の五	森 晃
〃 〃 六一一号	〃 〃 〃	(有)前田組	〃 〃 大字中高三九一	前田 金義
〃 〃 六一二号	〃 〃 〃	東宝建設(株)	鳥取市二階町三丁目五	大西 勲
〃 〃 六一四号	〃 〃 〃	(株)西尾組	〃 〃 行徳一九	西尾吉太郎
〃 〃 六一三号	〃 〃 〃	業(有)小林水道工	〃 〃 湯所町二八八	小林 卯吉
〃 〃 六一五号	〃 〃 〃	渡ノ楨建設	岩美郡岩美町大字岩井五二〇	渡楨 辰夫
〃 〃 六一六号	〃 〃 〃	山陰温装工業(有)	米子市西福原五一	京利二三

〃 〃 二九〇号	〃 〃 〃	一、三二	寿鉄工所	〃	博旁町四丁目	三沢 良雄
〃 〃 二九二号	〃 〃 〃	〃 〃	沢 田 組	日野郡江府町江尾	〃	沢田玉次郎
〃 〃 二九一号	〃 〃 〃	〃 〃	(株)米子鉄工所	米子市東町九九	〃	小林 昇
〃 〃 二九八号	昭三五、一、二三	〃 〃	横山工務所	鳥取市向国安二三一	〃	横山 勇治
〃 〃 二九五号	〃 〃 〃	一、一一	酒 本 組	岩美郡岩美町岩本	〃	酒本 善市
〃 〃 二九七号	〃 〃 〃	〃 〃	協和建設(有)	八頭郡若桜町高野	〃	山本実次郎
〃 〃 三〇〇号	〃 〃 〃	一、二三	福井土木建築(有)	倉吉市岡田一三	〃	福井 重寿
〃 〃 六五号	〃 〃 〃	一、一一	協和工業(株)	米子市万能町七九	〃	岩崎助右工門
〃 〃 一〇号	〃 〃 〃	〃 〃	(有)森下工務所	鳥取市吉方七八ノ四	〃	森下 鹿蔵
〃 〃 一三五号	〃 〃 〃	一、二三	宮本建設(有)	日野郡根雨町根雨	〃	宮本 嘉吉
〃 〃 三〇一号	〃 〃 〃	二、六	宇倍野建設(有)	鳥取市吉方一八の一	〃	井上 至誠
〃 〃 一四一号	〃 〃 〃	二、二三	気高建設(株)	気高郡気高町勝見	〃	木下 静造
〃 〃 八六号	〃 〃 〃	二、二六	中央建設(株)	八頭郡河原町一本木二六五の二	〃	西田 春政
〃 〃 七七号	〃 〃 〃	二、一五	栄建設興業(株)	東伯郡大栄町亀谷	〃	山柝 友市
〃 〃 一三八号	〃 〃 〃	二、一一	船 山 組	〃 赤碓町出上三六八	〃	福本 信親
〃 〃 四八七号	〃 〃 〃	二、一二	川 本 組	八頭郡智頭町智頭一、四九一	〃	川本 亀二
〃 〃 四八九号	〃 〃 〃	二、二四	(株)吉田組	倉吉市宮川町一五九	〃	吉田 照一

〃〃六二七号	〃	〃	平岡組	東伯郡東郷町大字方地	平岡 正寿
〃〃六一八号	〃	一、三〇	前田建設	西伯郡名和町大字高田四	前田要次郎
〃〃六一九号	〃	〃	(有)山川組	八頭郡家町大字市場	山崎 憲章
〃〃六二〇号	〃	〃	国本組	〃 智頭町大字智頭一、四七八	国本 福治
〃〃六二二号	〃	二、二二	国府建設	岩美郡国府町屋五〇七の三	小山 新藏
〃〃六二二号	〃	〃	永原建築事務所	気高郡鹿野町大字今市四一の一	永原勇美夫
〃〃六二三号	〃	〃	大山建設	西伯郡大山町坊領三〇八	馬田 弘
〃〃六二四号	〃	〃	金市林産工業(株)	東伯郡東伯町浦安	中本 孟志
〃〃六二五号	〃	〃	山陽建設	鳥取市東品治町二の六	横山 照夫
〃〃六二六号	〃	二、一八	中山建設(有)	八頭郡河原町佐貫一、〇八二	中山 義雄
〃〃六二七号	〃	〃	谷口工務店	日野郡溝口町父原二二〇	谷口 恭之
〃〃六二八号	〃	〃	吉川組	鳥取市職人町九	吉川 乙彦

鳥取県告示第六十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ)第五〇七号	昭三三、六、一〇	松 浦 組	米子市内町	松浦 利明	昭三五、一
〃〃〃二〇九号	〃三四、三、九	松 本 組	日野郡日野町下榎二一〇ノ一	松本 政一	〃
〃〃〃二五七号	〃四、二一	川 端 組	江府町大字小江尾	川端勇雄	〃

鳥取県告示第六十四号

昭和三十三年二月定例県議会で三月二十五日議決された昭和三十三年度鳥取県歳入歳出予算、昭和三十三年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算、同母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算、同学校生徒奨励資金歳入歳出予算、同県立学校実習費歳入歳出予算、同印刷事業費歳入歳出予算、同用品調達事業費歳入歳出予算、同畜牛増殖奨励事業費歳入歳出予算、同県有牛貸付事業費歳入歳出予算、同県立中央病院事業費歳入歳出予算、同農業改良資金助成事業費歳入歳出予算、同中小企業振興資金助成事業費歳入歳出予算及び昭和三十三年度鳥取県営電気事業会計予算、昭和三十三年度特別会計県立中央病院事業

費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和35年度鳥取県歳入歳出予算

歳 入	項 目	予 算	額
1	普通税	733,948	千円
2	田 賦 税	85,210	円
3	田法による税	307	円
2	地方譲与税	307,376	円
1	入場譲与税	111,035	円

13	教育諸費	3,468	8	産業經濟費	1,656,264
6	社会及労働施設費	601,926	1	農政費	150,539
1	生活保護費	173,645	2	農業改良費	45,415
2	社会福祉費	206,202	3	林業費	420,447
3	児童保護費	70,650	4	水産業費	65,498
4	婦人児童福祉費	53,018	5	畜産業費	34,925
5	国民健康保険費	17,661	6	畜産業費	62,174
6	世話費	1,778	7	商工業費	46,452
7	勞政費	7,939	8	觀光事業費	50,655
8	職業安定費	71,033	9	農地開拓事業費	35,657
7	保健衛生費	118,510	10	耕地事業費	743,302
1	保健所費	18,648	11	地下資源開発費	3,220
2	予防衛生費	80,576	9	財産費	13,291
3	公衆衛生費	7,692	1	財産管理費	13,291
4	衛生研究所費	2,703	10	統計調査費	13,443
5	医務費	964	1	統計調査費	13,443
6	藥務費	1,115	11	選挙費	2,568
7	衛生諸費	6,812	1	選挙管理委員会費	837

2	公明選挙費	740	歳出合計	10,047,000	
3	海区漁業調整委員会選挙費	991	昭和三十五年度特別会計災害救助基金歳入歳出		
12	公債費	620,164	予算		
1	元利償還金	600,319	歳入	額千円	
2	利子	18,900	1	公企業及財産収入	1,426
3	諸費	945	1	諸収入	342
13	諸支出金	98,055	2	債還金	1,084
1	財政調査費	900	1	繰越金	1
2	徵稅費	36,964	1	前年度繰越金	1,427
3	地方振興費	17,635	歳入合計		
4	県政企画調査費	4,514	歳出合計		
5	中海日野川総合開発調査費	7,293	歳入	額千円	
6	広報諸費	4,324	1	災害救助費	1,427
7	渉外諸費	1,152	1	災害救助費	1,427
8	繰出金	16,973	1	災害救助費	1,427
9	雑支出	8,300	1	災害救助費	1,427
14	子備費	10,000	1	災害救助費	1,427
1	子備費	10,000	1	災害救助費	1,427

款項	科目	目	子算	算	額千円
1	母子福祉資金貸付事業費				14,398
1	事業費				14,398
	歳出合計				14,398
昭和35年度特別会計学校生徒奨励資金歳入					
	歳入				
1	国庫支出金				2,213
2	繰入金				1,307
3	一般会計繰入金				1,307
4	償還金				7,810
5	繰越金				1,965
6	前年度繰越金				1,965
7	雑収入				1,103
8	雑収入				1,103
	歳入合計				14,398
昭和35年度特別会計学校生徒奨励資金歳入					
1	歳入				
2	公企業及財産収入				4
3	諸収入				4
4	繰越金				321
5	前年度繰越金				321
	歳入合計				325
6	歳出				
7	学校生徒奨励費				325
	歳出合計				325

款項	科目	目	子算	算	額千円
1	奨励費				325
	歳出合計				325
昭和35年度特別会計県立学校実習費歳入歳					
	歳入				
1	繰越金				800
2	前年度繰越金				800
3	雑収入				16,849
4	物品売払代				16,596
5	雑収入				253
6	使用料及手数料				407
7	使用料				407
	歳入合計				18,056
昭和35年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算					
	歳入				
1	事業収入				6,880
2	繰越金				893
3	前年度繰越金				893
4	雑収入				46
5	雑収入				46
	歳入合計				7,819
	歳出				
1	県立学校実習費				18,056
	歳出合計				18,056
昭和35年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算					
	歳入				
1	事業収入				6,880
2	繰越金				893
3	前年度繰越金				893
4	雑収入				46
5	雑収入				46
	歳入合計				7,819
	歳出				
1	県立学校実習費				18,056
	歳出合計				18,056

1	事業費	6,826	1	雑入	10,295
2	諸支出金	100	1	入合計	40,102
1	繰出金	100			
3	子備費	893	1	歳出	40,102
1	子備費	893			
1	出合計	7,819	1	用品調達事業費	40,102
	出合計	7,819			
昭和35年度特別会計用品調達事業費歳入歳出予算					
1	歳入	額千円	入歳出予算		
1	用品収入	24,383	歳入		
2	自動車収入	2,572	雑収入		
1	自動車収入	2,572			
3	繰越金	2,852	物品売払代金		
1	繰越金	2,852			
4	雑収入	10,295	前年度繰越金		
	雑収入	10,295	入合計		
					1,501

1	歳入	額千円	1	歳出	額千円
1	事業費	1,501	1	事業費	963
1	事業費	1,501	1	事業費	963
1	出合計	1,501	1	出合計	963
	出合計	1,501			963
昭和35年度特別会計県有牛貸付事業費歳入歳出予算					
1	歳入	額千円	1	歳入	額千円
1	物品売払代金	960	1	使用材料及手数料	125,933
2	弁償金及報償金	1	2	使用材料	125,933
3	雑収入	1	1	雑収入	24
2	繰越金	1	2	雑収入	5,286
1	繰越金	1	1	償還金	2,536
1	前年度繰越金	1	2	物品売払代	50
	前年度繰越金	1	3	雑収入	2,706
	前年度繰越金	1	3	雑収入	2,706
	入合計	963		入合計	40,000
	入合計	963			40,000
昭和35年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出予算					
1	歳入	額千円	1	歳入	額千円
1	雑収入	125,909	1	使用材料及手数料	125,933
2	物品売払代金	24	2	使用材料	125,933
3	雑収入	5,286	1	雑収入	24
2	繰越金	2,536	2	雑収入	5,286
1	繰越金	50	1	償還金	2,536
1	前年度繰越金	2,706	2	物品売払代	50
	前年度繰越金	2,706	3	雑収入	2,706
	前年度繰越金	2,706	3	雑収入	2,706
	入合計	40,000		入合計	40,000
	入合計	40,000			40,000

歳入	歳出	予算	額
1 県債			40,000
4 繰入金			5,466
1 一般会計繰入金			5,466
歳入合計			176,685
歳出			
1 県立病院費			106,400
1 病院費			106,400
2 出張診療所費			1,431
1 出張診療所費			1,431
3 看護婦養成所費			3,444
1 看護婦養成所費			3,444
4 諸支出金			21,960
1 公債費			21,960
5 病院拡充費			43,450
1 拡充費			43,450
歳出合計			176,685

歳入	予算	額
昭和35年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出予算		
歳入		
1 財産収入		199
1 財産収入		199
2 国庫支出金		6,144
1 国庫支出金		6,144
3 繰入金		5,000
1 一般会計繰入金		5,000
4 償還金		5,361
1 償還金		5,361
5 繰越金		8,968
1 前年度繰越金		8,968
6 雑収入		1
1 雑収入		1
歳入合計		25,673

歳入	歳出	予算	額
1 農業改良資金貸付事業費			25,673
1 農業改良資金貸付事業費			25,673
歳出合計			25,673

歳入	予算	額
昭和35年度鳥取県営電気事業会計予算		
(総則)		
第1条 昭和35年度電気事業会計の予算は、以下に定めるところによる。		
(収益的収入及び支出)		
第2条 収益的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。		
収入		
第1款 電気事業収益		218,325千円
第1項 営業収益		217,725千円
第2項 財務収益		600千円
第2款 事業外収益		1千円

歳入	歳出	予算	額
昭和35年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出予算			
歳入			
1 国庫支出金			5,200
1 国庫支出金			5,200
2 繰入金			5,200
1 一般会計繰入金			5,200
3 償還金			5,306
1 償還金			5,306
歳入合計			15,706

歳入	予算	額
昭和35年度鳥取県営電気事業会計予算		
(総則)		
第1条 昭和35年度電気事業会計の予算は、以下に定めるところによる。		
(収益的収入及び支出)		
第2条 収益的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。		
収入		
第1款 電気事業収益		218,325千円
第1項 営業収益		217,725千円
第2項 財務収益		600千円
第2款 事業外収益		1千円

第1項 雑 収 益 支 出	1千円
第1款 電気事業費用	198,705千円
第1項 営業費用	80,979千円
第2項 財務費用	117,526千円
第3項 予備費	200千円
(資本的収入及び支出)	
第3条 資本的収入及び支出の予定は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額46,607千円は、繰越利益剰余金処分額39,609千円当年度分損益勘定留保資金6,998千円で補てんするものとする。)	
収 入	
第1款 資本的収入	287,481千円
第1項 企業債	270,980千円
第2項 受託金	15,701千円
第3項 建設収入	800千円
支 出	

第1款 資本的支出	334,088千円
第1項 春米発電所建設仮勘定	287,481千円
第2項 建設準備勘定	2,253千円
第3項 水力発電設備	905千円
第4項 建設改良費	4,103千円
第5項 企業債償還金	39,346千円
(一時借入金)	
第4条 一時の借入をすることができ金額は、常時370,000千円以内と定める。	
(剰余金処分)	
第5条 繰越利益剰余金39,609千円は、これを次に掲げるとおり処分するものと定める。	
1 減債積立金	35,506千円
2 建設改良積立金	4,103千円

昭和35年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算

歳 入

款 項	科 目	今回追加(更正)	予算額
1	使用料及手数料	360	千円
1	使用料	360	
3	県 債	12,000	
1	県 債	12,000	
5	国庫支出金	2,230	
1	国庫補助金	2,230	
歳 入 合 計		14,590	
歳 出			
5	病院拡充費	14,590	千円
1	拡充費	14,590	
歳 出 合 計		14,590	

今回追加(更正)予算額

昭和三十五年二月定例県議会が三月二十五日議決した予算の繰越使用に関する件は、次のとおりである。

昭和三十一年四月五日	鳥取県	鳥取県	鳥取県
1	道路橋梁費	25,889	
4	砂防費	3,000	
5	都市計画費	3,570	
6	災害復旧費	2,500	
8	産業経済費	19,284	
2	農業改良費	700	
4	水産業費	1,300	
10	耕地事業費	17,284	
9	財産費	51,500	

昭和三十一年四月五日 鳥取県 鳥取県 鳥取県

予算の繰越使用に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条の2の規定に基づき、昭和34年度一般会計予算及特別会計予算中下記費目を昭和35年度に繰越使用するものとする。

一般会計 (単位千円)

五七八	石坂 生世	五九六	石原ツキエ
五七九	藤井智代子	五九七	服部 延子
五八〇	徳野 昇	五九八	本城 林造
五八一	浦川 善広	五九九	増田 一男
五八二	尾崎 秋寿	六〇〇	藤林 米一
五八三	松尾 輝代	六〇一	田中 節雄
五八四	十代田惠美子	六〇二	若林 定子
五八五	陶 通子	六〇三	砂川まさ恵
五八六	岡本 武男	六〇四	砂川 清
五八七	杉本 良子	六〇五	荒金 静夫
五八八	宮原 文子	六〇六	浜田 三郎
五八九	鍛本千賀代	六〇七	江村 浅雄
五九〇	十代田 満	六〇八	堀田 順
五九一	福田惠美子	六〇九	黒見 喬
五九二	倉光 和枝	六一〇	足立 幸雄
五九三	進木 幸江	六一一	渡辺 良樹
五九四	小谷 典子	六一二	横山 亨三
五九五	永島 正巳	六一三	永見 幸子

六二四	樋口真智照	六二一	石橋 晴子
六一五	大谷 なか	六二二	石橋 都
六一六	後藤富美恵	六二三	山本 智
六一七	木下 斉	六二四	森重 久男
六一八	桑原喜美江	六二五	武内 幸子
六一九	磯田 君江	六二六	荒木千江子
六二〇	寺尾 良野	六二七	中尾 博
美容師実地習練指導者講習会受講者名簿			
番号	氏名	番号	氏名
三七〇	嶋田 忻子	三七九	上山 修子
三七一	岡本小夜子	三八〇	小杉 文子
三七二	山本 貞恵	三八一	新井野正子
三七三	山本 和子	三八二	中尾 邦子
三七四	高本 玲子	三八三	山崎 幸子
三七五	坂根 節子	三八四	森木 貞子
三七六	橋本ちよ子	三八五	福村 啓子
三七七	竹本とよ子	三八六	杉岡 富子
三七八	足羽 和子	三八七	米山 瑛子

公 告

昭和三十五年三月二十一日倉吉市で実施した理容師及び美容師実地習練指導者講習会を受講し所定の単位を取得した者は、次のとおりである。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

理容師実地習練指導者講習会受講者名簿

番号	氏名	番号	氏名
五四〇	坂本江美子	五四一	坂本喜八郎

2	県庁舎建設費	51,500
13	諸支出金	6,580
3	地方振興費	6,580
一般会計合計		112,323
特別会計		(単位千円)
公 計 名	繰越使用する限度額	
中小企業振興資金助成事業費	4,800	

五四二	田村 曉二	五六〇	谷口 二郎
五四三	武田 信義	五六一	矢口 雪幸
五四四	田中八重子	五六二	西川 公之
五四五	野村 寿野	五六三	尾崎三枝子
五四六	初鹿野音松	五六四	平川 愛子
五四七	中居 栄治	五六五	前田 忠志
五四八	森脇 実	五六六	鳥飼 諭
五四九	飯千 富子	五六七	倉益 良治
五五〇	井口美佐子	五六八	川崎 米造
五五一	中野 清司	五六九	杉本 増治
五五二	羽田 救子	五七〇	小倉 ひで
五五三	山口 操	五七一	尾坂 節子
五五四	西谷 博	五七二	国岡 篤恵
五五五	川崎 春美	五七三	山本 貞夫
五五六	三浦 重夫	五七四	藤原 和江
五五七	山田 司憲	五七五	吉岡 幸枝
五五八	池田 広子	五七六	熊谷 武治
五五九	山内 雅	五七七	中野 澄雄

- 三八八 土居 睦子 三九五 足立美恵子
- 三八九 上野美智子 三九六 矢田貝照子
- 三九〇 中浜佐千子 三九七 矢田貝博文
- 三九一 斉木 昭子 三九八 金村 栄子
- 三九二 野口 篤枝 三九九 足立 能子
- 三九三 安田 厚子 四〇〇 小椋よみ子
- 三九四 米川きみ子 四〇一 石門智也子

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十四条の規定により昭和三十三年三月十三日及び十四日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 職 種 | 氏 名 | 職 種 | 氏 名 |
| 洋服工 | 寺田 勝徳 | 職 種 | 氏 名 |
| | 井田 勉 | | |
| | 河上 春美 | | |
| | | 職 種 | 氏 名 |
| | | 洋服工 | 寺田 勝徳 |
| | | | 井田 勉 |
| | | | 河上 春美 |
| | | | 森下 茂子 |
| | | | 金田 馨 |
| | | | 椎木 清三 |

自動車整備工

- | | |
|-------|-------|
| 井木 英雄 | 福田 佳紀 |
| 日野 英男 | 広田 成美 |
| 田中 二郎 | 岡村 昭夫 |
| 坂口 国武 | 鈴木 操 |
| 本間 寿明 | 岡村 肇 |
| 田中 義弘 | 田中 照正 |
| 丸山 隆義 | 田中 保 |
| 北堀 公美 | 木下 良雄 |
| 土佐 和臣 | 渡辺寿栄広 |
| 谷本 輝美 | 富本 政幸 |
| 穂田 收 | 赤井 大助 |
| 高井 洋二 | 長谷川達治 |
| 山本 貞雄 | 坂本 増男 |
| 宮根 米春 | 稲田敏次郎 |
| 山田 立峯 | 瑠箭 義美 |

昭和三十三年三月施行の准看護婦試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十五年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号 氏名

- | | |
|----------|----------|
| 一 谷本ヒデ子 | 一六 大内まさえ |
| 二 大野千津子 | 一七 寺尾美津子 |
| 三 木村 春代 | 一八 和田記代子 |
| 四 川路 照子 | 一九 酒井 清子 |
| 五 山根 寿子 | 二〇 山崎 房子 |
| 六 小林喜久子 | 二一 板村 和江 |
| 七 白田ノブ子 | 二二 尾上 慶子 |
| 八 藤岡 弘子 | 二三 足立マサ江 |
| 九 森安 宣恵 | 二五 青木 節子 |
| 一〇 山口 豊子 | 二八 木村久美子 |
| 一一 浦 明子 | 三三 大谷 君代 |
| 一二 岡田 絢子 | 三四 桑原智世子 |
| 一三 亀田ヒロ子 | 三五 森脇 弘子 |
| 一四 木村 綾子 | 三七 長谷はるみ |
| 一五 石塚久美子 | 三八 前原 広江 |

整理番号 氏名

- | | |
|----------|----------|
| 三九 宮本 朝子 | 五七 高宮 幸子 |
| 四〇 大村 永子 | 五八 河原 栄子 |
| 四一 木嶋 勝子 | 五九 竹安 和子 |
| 四二 赤松 武子 | 六〇 渡辺 妙子 |
| 四三 山本 建代 | 六一 加藤 玲子 |
| 四四 木下 順子 | 六二 小西 悦子 |
| 四五 安原 文枝 | 六三 足立 亮子 |
| 四六 出沢 和枝 | 六四 船越 浅枝 |
| 四七 橋尾美也子 | 六五 荒金 辰子 |
| 四八 林 由紀子 | 六六 入江 初子 |
| 四九 妹尾美代子 | 六七 山本美智子 |
| 五〇 藤山 仁子 | 六八 須藤ミキエ |
| 五一 横地ミサヲ | 六九 岡村 勝子 |
| 五二 三原恵美子 | 七〇 黒見セツコ |
| 五三 河本喜美子 | 七一 木村千不美 |
| 五四 小豆沢伸子 | 七二 伊勢 和子 |
| 五五 中西 教子 | 七三 高橋 珠美 |
| 五六 三隅寿美子 | 七四 原 キヨ子 |

- 七五 榎原 美恵
- 七六 石川 恭子
- 七七 浜田百合子
- 七八 石倉久美子
- 七九 尾林久美子
- 八〇 根山 照美
- 八一 青戸 範子
- 八二 福馬 香苗
- 八三 植原 英子
- 八四 井田 俊江
- 八五 西原 幸子
- 八七 足村 文子
- 八六 楠本 君子
- 八八 河村八千代
- 八九 河田由美子
- 九〇 荒尾美恵子
- 九一 長谷 良枝
- 九二 長谷 嘉子
- 九三 原 京子
- 九四 西村 智子
- 九五 平家久美子
- 九六 恩田久美子
- 九七 和多瀬範子
- 九八 渡辺千世子
- 九九 門脇 久枝
- 一〇〇 川端 康子
- 一〇一 加藤みどり
- 一〇二 米村 洋子
- 一〇三 田村 緑
- 一〇四 奈羅尾興子
- 一〇五 中島 静枝
- 一〇六 中島 邦枝
- 一〇七 中村 峰子
- 一〇八 長石 滋子
- 一〇九 上田志津子
- 一一〇 上埜 芳江

- 一一一 桑本 和子
- 一二二 篠田寿美子
- 一二三 松本 栄子
- 一二四 福田 芳子
- 一二五 坂根 幸子
- 一二六 北村 和子
- 一二七 木下 良子
- 一二八 大岡澄美子
- 一二九 森岡 京子
- 一三〇 安岡 永子
- 一三一 盛岡 章子
- 一三二 神田佐紀子
- 一三六 稻村としゑ
- 一二七 井上 由子
- 一二五 木口 唱子
- 一二八 角前 文子
- 一二九 門根 勝子
- 一三〇 菊川 洋子
- 一三一 小林智世美
- 一三二 谷本美恵子
- 一三三 鈴木 怜子
- 一三四 高橋 都
- 一三五 中島千鶴子
- 一三六 牧野 峯子
- 一三七 宮沢 弘子
- 一三八 森下 静恵
- 一三九 山城 淳子
- 一四〇 和田 房子
- 一四二 西本ミチ子
- 一四三 藤井 輝子
- 一四四 福園 正枝
- 一四五 井谷喜美枝
- 一四六 下村富貴子
- 一四七 中山 康子
- 一四九 大河 照子
- 一五二 杉元多美江

- 一五六 重藤 綾子
- 一五七 福林 昭子
- 一五八 浜野美佐子
- 一五九 津下 恵子
- 一六〇 井上 照美
- 一六一 川口はま子
- 一六二 吉田 圭子
- 一六三 田中 利枝
- 一六四 野木久二江
- 一六五 久保 正子
- 一六六 矢野 淑美
- 一六七 間稿 英子
- 一六八 坂根 和代
- 一六九 榊原 淳子
- 一七〇 行待なほみ
- 一七一 清水 久子
- 一七三 岩重 一枝
- 一七四 小林さち子
- 一七五 倉長 明美
- 一七六 福島 豊子
- 一七七 市原 年子
- 一七八 向井 澄子
- 一七九 松嶋勢津子
- 一八〇 岩本 時子
- 一八一 石川 薫
- 一八二 前田 龍枝
- 一八三 松井 孝子
- 一八四 井勝 満江
- 一八五 渡辺 慶子
- 一八六 友塚 要子
- 一八七 中尾 照代
- 一八八 中川紀佐枝
- 一八九 中山 良枝
- 一九〇 清水 洋子
- 一九三 山本東洋子
- 一九五 村松 ふさ

正 誤

昭和三十五年三月二十五日付け鳥取県告示第百三十一号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

2 下 終りから 小面積の皆成 小面積の皆伐

七